

盛土規制法に係る規制区域指定（案）に関するパブリックコメント実施結果について

建築指導課

1 意見募集期間

令和6年7月16日（火）から令和6年8月15日（木）

2 意見提出状況

（1）意見提出者：1人

（2）意見提出件数：4件

（3）意見の内訳

No.	項目	件数（件）
1	規制区域の除外に関する意見	1
2	一定規模の盛土の除外に対する意見	1
3	規制区域指定日に関する意見	1
4	経過措置に関する意見	1
合計		4

3 意見及び市の考え方の公表

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見を一部要約しています。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

4 提出された意見

No.	意見の概要等	意見に対する市の考え方
1	<p>前橋市内で土砂崩れ等危険性が少ない場所での地域を除外しても良いのではないか。</p>	<p>現在は、土砂崩れ等危険性の少ない場所でも、その後、高い盛土等をされた場合など、盛土そのものが崩落し周囲に危険をおよぼす可能性があるため、土砂崩れ等危険性の少ない場所も規制区域に指定する予定です。</p> <p>なお、規制区域については、国が定めた基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説（案）に規定する要件に基づき設定しています。</p> <p>要件では、盛土等に伴う災害が発生する可能性が無いと考えられる区域については、必要に応じて除外できるとされていますが、本市においては、指定後に状況が変わることもありうるため、除外区域を設定しないこととしています。</p>
2	<p>盛土の高さが道路と同程度の盛土の場合は、除外して土砂条例だけで規制することはできないか。</p>	<p>土砂条例と盛土規制法では規制の考え方が異なるため、盛土規制法に基づく規制対象規模に該当すれば、規制対象となります。</p>
3	<p>盛土規制法について、市民に広く周知されていない状況の中で、区域指定日を令和7年度5月頃とするのは早すぎるのではないか。</p>	<p>盛土規制法は、令和5年5月26日に施行されました。「宅地造成等規制法」が抜本的に改正されたもので、都道府県、政令指定都市及び中核市が盛土規制法を所管することになります。</p> <p>旧法である「宅地造成等規制法」による指定区域が存在する市町村は、法施行から2年の経過措置期間である令和7年5月26日までに規制区域を指定しなければならず、県内には、</p>

		<p>2年以内に区域指定をしなければならぬ市町村が存在しています。</p> <p>本市は、宅地造成等規制法の規制区域がないため、5年間の経過措置がありますが、規制区域の指定が遅れると、令和7年5月26日以降、規制のかからない市町村への土砂の搬入等が集中するおそれがあることから、本市におきましても、令和7年5月26日の指定を目指しています。</p>
4	<p>盛土規制法施行時に、農振除外や農地法等の申請中の案件においては、現時点の土砂条例だけを適応させ、盛土規制法は該当させないなどの猶予処置を設けることが必要ではないか。</p>	<p>土砂条例と盛土規制法では規制の考え方が異なるため、既存の土砂条例の許可の有無は、盛土規制法における許可の要否に関係しません。</p> <p>盛土規制法の規制区域内において行われる規制対象規模の工事については、規制区域指定時に工事着手していれば、工事主が規制区域の指定の日から21日以内に前橋市長に届出を行う必要があり、規制区域指定後の工事着手であれば、工事着手前に盛土規制法の許可が必要となります。</p>

なお、いただいた意見により、規制区域指定（案）を修正するものではありませんでした。